

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- 株券、出資証券、投資証券を当社の口座でお預かりする場合には、1 年間に 3,240 円(税込)の口座管理料を頂戴いたします。
ただし、振替制度によるお預かり等は、無料にさせていただきます。
- 上記のほか、次の場合にお預かりに係る口座管理料等を頂戴いたします。
 - ・外国証券(当社が定める銘柄を除きます)をお預かりする場合には、1 年間に 3,240 円(税込)の口座管理料を頂戴いたします。
 - ・株式累積投資口座については、1 年間に 3,240 円(税込)の口座管理料を頂戴いたします。
- 上記以外の有価証券や金銭のお預かりについては、料金を頂戴しません。
なお、株券等の預け替えについては、1 銘柄 1 取引単位あたり 1,080 円(税込)で、1 取引単位増すごとに 540 円(税込)を加算した額を頂戴し、10,800 円(税込)を上限としております。ただし、お取引コース等によって、無料にさせていただきます。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。株券、出資証券、投資証券、外国証券(当社が定める銘柄を除きます)をお預りする場合は、上記の口座管理料が必要となります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の総合取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約の通知があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- お客様が当社の総合取引約款の変更に同意されない場合

当社の概要

商号等	岩井コスモ証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第15号
本店所在地	〒541-8521 大阪市中央区今橋 1-8-12
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	135億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	大正6年12月
連絡先	お客様相談室（0120-405-546）又はお取引のある支店にご連絡ください。

（平成30年11月）